

社会保険労務士

ALL たま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832
柏市北柏 3-5-4 日暮ビル 6F
電話：04-7164-1283
FAX：04-7164-1284
e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp



労務・給与担当者が押さえておきたい 2015 年上半期施行の主な改正事項

◆労働法関連

今年 4 月 1 日より、「雇入れ時・契約更新時の労働条件に関する説明義務化」や「正社員との差別的取扱いが禁止される労働者の範囲拡大」等を内容とする改正パート労働法が施行されます。

また、6 月 1 日より、重大な労働災害を繰り返す企業に改善計画を提出させるほか、その指示に従わない企業名公表等を内容とする改正労働安全衛生法が施行されます。

なお、同改正によるストレスチェック制度導入は 12 月 1 日です。

◆労働保険関連

4 月 1 日より、労災保険率が全 54 業種平均で 4.8/1000 から 4.7/1000 へと 0.1/1000 引下げとなります。なお、一人親方等の特別加入に係る第 2 種特別加入保険料率、海外勤務者の特別加入に係る第 3 種特別加入保険料率も改定されます。また、労務費率の改定、請負金額の取扱いの改正および労務費率の暫定措置の廃止も、同日施行されます。

なお、雇用保険料率は据置きの方針で、一般 13.5/1000、農林水産清酒製造 15.5/1000、建設 16.5/1000 です。

◆社会保険関連

健康保険関連として、1 月 1 日より、高額療養

費制度が改正（70 歳未満の所得区分が細分化）されています。

年金保険関連として、昨年 4 月分から実施されている年金額の特例水準解消について、残る 0.5%分の解消による改定が 4 月分より行われる予定です。なお、年金額は 1 月末に公表される全国消費者物価指数の動向により決定されます。

「医療保険制度改革」で 企業と被保険者の負担増へ

◆負担増のメニューが並ぶ

厚生労働省の医療保険制度改革の骨子案が明らかになりました。

紹介状なしで大病院を受診した場合の負担金を 2016 年度から新たに導入することや、75 歳以上の保険料を軽減する特例を廃止するといった被保険者負担の増加のほか、大企業の会社員等が加入する健康保険組合の保険料率の上限を上げること盛り込まれ、企業にも被保険者にも負担が増えることが明らかとなりました。

社会保障審議会の部会で内容を詰めたうえで、1 月下旬に始まる通常国会で関連法の改正案が提出される見通しで、生活者には厳しい改正となりそうです。

◆大病院では専門医療中心に

大病院を紹介状なしで受診する際の新たな負担金としては、患者の集中を防いで医師が重症患者の治療に専念しやすくするため高度な医療

を提供する「特定機能病院」や、ベッド数が 500 床以上の病院について患者に新たな負担を求めることとしました。

例えば初診の場合には、現在は初診料 2,820 円のうち、患者負担は所得や年齢によってその 1~3 割がかかっていますが、改革案では、これとは別に定額負担を求め、負担額は 5,000 円~1 万円との目安が示されています。

また、入院中の食事代にかかる自己負担額も、現在の 1 食あたり原則 260 円から引き上げられる見通しです。

◆保険料率上限の引上げ

康保険組合の保険料率の上限は、2016 年度に 12%から 13%に引き上げられます。健康保険組合の加入者は約 2,900 万人(約 1,400 組合)で、国民健康保険より財政基盤は安定していると言われますが、高齢者医療制度への支援金・納付金の負担が重く、約 8 割の健保組合が赤字となっています。

保険料率は 3~12%の間で健保組合ごとの判断で決めることができますが、すでに上限の 12%に達している組合も多く、これを新たに 13%まで引き上げられるようにします。

2 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

2 日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]
- 給与支払報告書の提出<1 月 1 日現在のもの>[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 4 期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、10 月~12 月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]

- 労働保険料納付<延納第 3 期分>[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 贈与税の申告受付開始<3 月 16 日まで>[税務署]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

16 日

- 所得税の確定申告受付開始<3 月 16 日まで>[税務署]
※なお、還付申告については 2 月 13 日以前でも受付可能。

3 月 2 日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

当事務所よりひと言

いつも大変お世話になっております。今年度も様々な改正事項が増えると思いますがタイムリーにご連絡する所存でございます。

今後ともよろしく願い申し上げます。